

男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について（骨子案）

「第4次男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という。）の策定と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の完全施行により、男女共同参画・女性活躍推進の取組は新たな段階に入った。基本計画に掲げた成果目標を着実に達成するため、取組を更に加速させていく必要がある。

上記の認識のもと、

- ・ 働き方改革と男性の暮らし方・意識の変革の推進
- ・ 各界各層における女性活躍推進のための自律的な取組の促進
- ・ 女性に対する暴力の根絶など安全・安心な暮らしの実現

といった事項を中心に、来年度予算等に反映することにより重点的に進めるべき具体策について、男女共同参画社会基本法第22条第3号に基づき、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、以下の取組を求める。

I あらゆる分野における女性の活躍

あらゆる分野における女性の活躍を推進するためには、男女における多様で柔軟な働き方の実現が欠かせないことから、先般取りまとめられた「働き方改革実行計画」等を踏まえ、女性活躍に資する働き方改革を進めていくべきである。

また、我が国における女性の活躍の未来を拓くためには、働き方改革を進めると同時に、男性の暮らし方・意識の変革を進めていく必要があり、男性の家事・育児等への参画機会の創出に取り組むとともに、男性が家事・育児等を行う意義の理解の促進が必要である。

さらに、女性活躍の流れを加速し、各界各層における自律的な取組を推進するための次のステップとして、各界各層における女性活躍情報の見える化を徹底するとともに、労働市場・資本市場における活用を促進させることが重要である。また、地域における女性活躍を更に推進するため、地域女性活躍推進交付金の効果的な活用を図ることが求められる。

1. 女性活躍に資する働き方改革の推進

（1）長時間労働の是正

- ・ 罰則付き時間外労働の上限規制の導入
- ・ 国会において継続審議中の労働基準法改正法案等の早期成立
- ・ 過重労働による健康障害の防止

（2）非正規雇用労働者の待遇改善

- ・ 非正規雇用労働者の正社員転換・同一労働同一賃金など非正規雇用の待遇改善等
- ・ 最低賃金の引き上げ等に向けた環境整備
- ・ 行政機関における同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善等

(3) ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の推進

- ・テレワークの推進
- ・育児休業等の取得促進
- ・病気の治療と仕事の両立
- ・労働者のライフイベントに応じた配置
- ・個人の学び直し・復職・再就職支援

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・各種調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進
- ・経営者・管理職の意識改革の推進
- ・国家公務員の働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

2. 男性の暮らし方・意識の変革

(1) 男性の家事・育児等への参画機会の創出

- ・男性の育児休業の取得状況の見える化の推進
- ・国家公務員の男性職員の育児への主体的な参画の推進
- ・先進的な取組事例の収集及び情報提供
- ・乳児用液体ミルクの普及に向けた取組

(2) 男性が家事・育児等を行う意義の理解促進

- ・男性の家事育児等への参画についての国民全体の気運醸成
- ・男性の配偶者の出産直後の休暇取得の促進

3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

(1) 政治分野における女性活躍

(2) 司法分野における女性活躍

(3) 行政分野における女性活躍

- ・国家公務員の働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進
- ・女性地方公務員活躍・働き方改革の推進に向けた戦略的広報・情報発信及び意見交換の促進

(4) 女性活躍情報の見える化の徹底等

- ・女性活躍推進法に基づく女性活躍情報の見える化の促進
- ・女性活躍推進法の施行後3年の見直し
- ・企業における女性活躍を始めとしたダイバーシティ経営の推進
- ・ESG投資など資本市場における女性活躍情報の見える化

(5) 企業における女性の参画拡大に資する環境整備

- ・女性リーダーの育成
- ・組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大

(6) 理工系分野における女性活躍

- ・理工系女性人材の育成
- ・産業界及び教育機関への周知、広報の実施
- ・研究と生活の両立に向けた環境整備

- (7) 女性の起業に対する支援の強化
- (8) 地域における女性活躍の取組の促進
 - ・地域女性活躍推進交付金の効果的な活用の促進
 - ・自治会や町内会等地域に根差した組織・団体における女性活躍の推進
- (9) 農山漁村における女性リーダーの育成
- (10) スポーツ分野における女性活躍の取組の推進
- (11) 職種・分野ごとの女性活躍の取組の推進
 - ・治安、安全保障等の分野における女性活躍の取組の推進
 - ・消防分野における女性活躍の取組の推進
- (12) 国際的な取組の推進
 - ・国際機関の邦人職員増強
 - ・国際女性会議WAW!の開催による女性活躍の気運の醸成
 - ・アジア・太平洋諸国との友好・信頼関係の深化
 - ・中南米との農業・食産業分野における連携・交流関係の強化

II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

女性が安全に安心して暮らせる環境を整備することは、女性活躍の前提となる基本的な課題である。女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その根絶に向けた取組を強力に進めていくべきである。

また、女性の健康は、女性が活躍する上での基盤であり、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、女性の健康の向上のための取組を進めるべきである。

1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(女性に対する暴力に関する専門調査会において検討)

2. 女性活躍のための安全・安心面への支援

(1) ひとり親家庭等への支援

- ・養育費の履行の確保に向けた検討
- ・子供の貧困対策の推進

3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化

(1) 女性の健康増進に向けた取組

III 女性活躍のための基盤整備

潜在力たる女性の活躍が不可欠となる中で、保育所に子供を預けられないとの切実な国民の声に応えるための施策や「介護離職ゼロ」に向けた施策の推進を積極的に図るべきである。

また、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要である。

1. 子育て、介護基盤の整備

(1) 待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた子育て、介護基盤の整備

- ・ 幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」
- ・ 保育士等の処遇改善
- ・ 保育の受け皿確保
- ・ 地域限定保育士事業を活用した保育士の確保促進
- ・ 「介護離職ゼロ」に向けた介護サービス基盤の整備

(2) 家事・子育て・介護支援の充実

2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

(1) 社会保障制度等の見直し

- ・ 女性が働きやすい制度等への見直し

(2) 旧姓の通称としての使用の拡大

- ・ マイナンバーカード等への旧姓併記の推進
- ・ 旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討
- ・ 銀行口座等の旧姓使用

(3) 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実

(4) 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組の推進

(5) 女性の活躍に功労のあった者に対する顕彰の見直し